

◎災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案対照表
 ○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号・抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（譲渡等の禁止）</p> <p>第五條の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p>2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第九條 第五條から第七條までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同上〕</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第四章〔略〕</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十条の二</u>・<u>第二十二条</u>）</p> <p>第六章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（譲渡等の禁止）</p> <p><u>第二十条の二</u> 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> <p>2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章〔略〕</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十一条</u>・<u>第二十二条</u>）</p> <p>第六章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p>